

中間財務諸表等（民間会計基準準拠）

総括

1. 中間財務諸表の作成方法について
当行の中間財務諸表（民間の会計基準に準拠して作成した中間財務諸表）は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）に準拠しております。
なお、前中間会計期間（自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 18 年 9 月 30 日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成 19 年 4 月 1 日 至平成 19 年 9 月 30 日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
2. 監査証明について
当行は、前中間会計期間（自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 18 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、証券取引法第 193 条の 2 の規定に準じて、また、当中間会計期間（自平成 19 年 4 月 1 日から至平成 19 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、新日本監査法人による監査を受けており、その監査報告書は中間財務諸表の直前に掲げております。
3. 中間連結財務諸表について
当行は、子会社を有していないため中間連結財務諸表は作成しておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

国際協力銀行
総裁 田波耕治殿

新日本監査法人


指定社員
業務執行社員

公認会計士

高尾幸治 


指定社員
業務執行社員

公認会計士

菅原和信 

指定社員
業務執行社員

公認会計士

森本哲也 

当監査法人は、貴行の委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて監査証明を行うため、「経理の状況」のうち「中間財務諸表等（民間会計基準準拠）」に掲げられている国際協力銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際協力銀行の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

国際協力銀行と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表等

(1) 中間財務諸表

中間貸借対照表

(資産の部)

(金額単位: 百万円)

期 別 科 目	第8期中間会計期間末 貸借対照表 (平成18年9月30日)		第9期中間会計期間末 貸借対照表 (平成19年9月30日)		第8期末 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
現 金 預 け 金	692,981	3.35	393,135	1.89	328,991	1.58
有 価 証 券	114,650	0.56	104,953	0.50	110,079	0.53
貸 出 金 1,2,3,4,5,6,7,9	18,690,837	90.38	18,626,870	89.33	18,828,849	90.42
そ の 他 資 産 13	275,349	1.33	306,871	1.47	261,162	1.25
有 形 固 定 資 産 11	25,091	0.12	24,694	0.12	25,060	0.12
無 形 固 定 資 産	3,897	0.02	3,752	0.02	3,514	0.02
債 券 繰 延 資 産	1,419	0.01	964	0.00	1,066	0.01
支 払 承 諾 見 返 金	1,139,823	5.51	1,603,695	7.69	1,496,958	7.19
貸 倒 引 当 金	264,435	1.28	213,340	1.02	232,959	1.12
資 産 の 部 合 計	20,679,615	100.00	20,851,597	100.00	20,822,723	100.00

(負債及び純資産の部)

(金額単位: 百万円)

期 別 科 目	第8期中間会計期間末 貸借対照表 (平成18年9月30日)		第9期中間会計期間末 貸借対照表 (平成19年9月30日)		第8期末 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
債 券 10	2,130,440	10.30	2,041,606	9.79	1,976,086	9.49
借 用 金	8,428,324	40.76	7,873,320	37.76	8,094,826	38.87
そ の 他 負 債 金	204,381	0.99	170,975	0.82	208,734	1.00
賞 与 引 当 金	969	0.00	1,004	0.00	1,027	0.01
退 職 給 付 引 当 金	16,317	0.08	16,227	0.08	16,179	0.08
支 払 承 諾	1,139,823	5.51	1,603,695	7.69	1,496,958	7.19
負 債 の 部 合 計	11,920,258	57.64	11,706,830	56.14	11,793,812	56.64
株 主 資 本	8,741,512	42.27	9,153,778	43.90	9,030,033	43.37
資 本 金	8,070,544		8,217,008		8,217,008	
国際金融等勘定資本金	985,500		985,500		985,500	
海外経済協力勘定資本金	7,085,044		7,231,508		7,231,508	
利 益 剰 余 金 12	670,968		936,770		813,025	
そ の 他 利 益 剰 余 金	670,968		936,770		813,025	
国際金融等勘定準備金	745,236		780,375		745,236	
海外経済協力勘定積立金	166,062		305,464		166,062	
繰越利益剰余金	240,330		149,069		98,273	
評 価 ・ 換 算 差 額 等	17,845	0.09	9,011	0.04	1,122	0.01
繰延ヘッジ損益	17,845		9,011		1,122	
純 資 産 の 部 合 計	8,759,357	42.36	9,144,767	43.86	9,028,911	43.36
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	20,679,615	100.00	20,851,597	100.00	20,822,723	100.00

中間損益計算書

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第8期中間会計期間 損益計算書 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)		第9期中間会計期間 損益計算書 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)		第8期 要約損益計算書 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	
	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)
経 常 収 益	295,033	100.00	325,650	100.00	597,601	100.00
資金運用収益	290,274		306,027		587,793	
(うち貸出金利息)	(284,293)		(296,255)		(572,467)	
(うち有価証券利息配当金)	(2,048)		(5,282)		(6,781)	
役務取引等収益	4,076		5,177		8,320	
その他業務収益	512		21		1,123	
その他経常収益 1	168		14,424		363	
経 常 費 用	188,745	63.98	197,313	60.59	396,473	66.35
資金調達費用	175,216		182,224		361,859	
役務取引等費用	1,239		1,154		5,917	
その他業務費用	682		1,395		1,203	
営業経費用 2	11,557		12,245		25,951	
その他経常費用 3	48		293		1,540	
経 常 利 益	106,288	36.02	128,337	39.41	201,128	33.65
特 別 利 益	25,544	8.66	30,582	9.39	72,829	12.19
政府交付金収入 4	15,000		10,000		30,000	
その他 5	10,544		20,582		42,829	
特 別 損 失	13	0.00	35	0.01	81	0.01
中 間 (当 期) 純 利 益	131,819	44.68	158,884	48.79	273,876	45.83

中間株主資本等変動計算書

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

(金額単位:百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 の部 合計	
	資本金			利益剰余金				株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益		評価・換算 差額等 合計
	国際金融 等勘定 資本金	海外経済 協力勘定 資本金	資本金 合計	その他利益剰余金			利益剰余 金合計				
				国際金融 等勘定 準備金	海外経済 協力勘定 積立金	繰越利益 剰余金					
平成18年3月31日 残高	985,500	7,065,644	8,051,144	709,148	111,324	245,236	575,236	8,626,381	-	-	8,626,381
中間会計期間中 の変動額											
国際金融等勘定 資本金増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海外経済協力 勘定資本金増減	-	19,400	19,400	-	-	-	-	19,400	-	-	19,400
国際金融等勘定 準備金繰入	-	-	-	36,087	-	36,087	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 国庫納付	-	-	-	-	-	36,087	36,087	36,087	-	-	36,087
海外経済協力 勘定積立金繰入	-	-	-	-	54,737	54,737	-	-	-	-	-
中間純利益	-	-	-	-	-	131,819	131,819	131,819	-	-	131,819
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	17,845	17,845	17,845
中間会計期間中 の変動額合計	-	19,400	19,400	36,087	54,737	4,905	95,731	115,131	17,845	17,845	132,976
平成18年9月30日 残高	985,500	7,085,044	8,070,544	745,236	166,062	240,330	670,968	8,741,512	17,845	17,845	8,759,357

(注) 当行は国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第5項の規定に基づき、国際協力銀行法施行令(平成11年政令第266号)第8条の規定に基づき計算された国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、国庫への納付については利益金の処分として、会計処理しております。また、国際金融等勘定準備金繰入額は、国際協力銀行法第44条第1項の規定に基づき繰入を行っております。また、国際協力銀行法第44条第2項の規定に基づき、海外経済協力勘定積立金に繰入を行っております。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

(金額単位:百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 の部 合計	
	資本金			利益剰余金				株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益		評価・換算 差額等 合計
	国際金融 等勘定 資本金	海外経済 協力勘定 資本金	資本金 合計	その他利益剰余金			利益剰余 金合計				
				国際金融 等勘定 準備金	海外経済 協力勘定 積立金	繰越利益 剰余金					
平成19年3月31日 残高	985,500	7,231,508	8,217,008	745,236	166,062	98,273	813,025	9,030,033	1,122	1,122	9,028,911
中間会計期間中 の変動額											
国際金融等勘定 資本金増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海外経済協力 勘定資本金増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 準備金繰入	-	-	-	35,139	-	35,139	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 国庫納付	-	-	-	-	-	35,139	35,139	35,139	-	-	35,139
海外経済協力 勘定積立金繰入	-	-	-	-	139,401	139,401	-	-	-	-	-
中間純利益	-	-	-	-	-	158,884	158,884	158,884	-	-	158,884
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	7,888	7,888	7,888
中間会計期間中 の変動額合計	-	-	-	35,139	139,401	50,795	123,745	123,745	7,888	7,888	115,856
平成19年9月30日 残高	985,500	7,231,508	8,217,008	780,375	305,464	149,069	936,770	9,153,778	9,011	9,011	9,144,767

(注) 当行は国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第5項の規定に基づき、国際協力銀行法施行令(平成11年政令第266号)第8条の規定に基づき計算された国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、国庫への納付については利益金の処分として、会計処理しております。また、国際金融等勘定準備金繰入額は、国際協力銀行法第44条第1項の規定に基づき繰入を行っております。また、国際協力銀行法第44条第2項の規定に基づき、海外経済協力勘定積立金に繰入を行っております。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(金額単位:百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金			利益剰余金				株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益		評価・換算 差額等 合計
	国際金融 等勘定 資本金	海外経済 協力勘定 資本金	資本金 合計	その他利益剰余金			利益剰余 金合計				
				国際金融 等勘定 準備金	海外経済 協力勘定 積立金	繰越利益 剰余金					
平成18年3月31日 残高	985,500	7,065,644	8,051,144	709,148	111,324	245,236	575,236	8,626,381	-	-	8,626,381
事業年度中の変動額											
国際金融等勘定 資本金増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海外経済協力 勘定資本金増減	-	165,864	165,864	-	-	-	-	165,864	-	-	165,864
国際金融等勘定 準備金繰入	-	-	-	36,087	-	36,087	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 国庫納付	-	-	-	-	-	36,087	36,087	36,087	-	-	36,087
海外経済協力 勘定積立金繰入	-	-	-	-	54,737	54,737	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	273,876	273,876	273,876	-	-	273,876
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	1,122	1,122	1,122
事業年度中の変動額 合計	-	165,864	165,864	36,087	54,737	146,962	237,788	403,652	1,122	1,122	402,529
平成19年3月31日 残高	985,500	7,231,508	8,217,008	745,236	166,062	98,273	813,025	9,030,033	1,122	1,122	9,028,911

(注) 当行は国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第5項の規定に基づき、国際協力銀行法施行令(平成11年政令第266号)第8条の規定に基づき計算された国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、国庫への納付については利益金の処分として、会計処理しております。また、国際金融等勘定準備金繰入額は、国際協力銀行法第44条第1項の規定に基づき繰入を行っております。また、国際協力銀行法第44条第2項の規定に基づき、海外経済協力勘定積立金に繰入を行っております。

中間キャッシュ・フロー計算書

(金額単位:百万円)

科 目	期 別	第8期中間会計期間	第9期中間会計期間	第8期
		(自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)
. 営業活動によるキャッシュ・フロー				
中間(当期)純利益		131,819	158,884	273,876
減価償却費		933	1,021	1,919
貸倒引当金の増減()額		8,684	19,618	40,160
賞与引当金の増減()額		50	22	7
退職給付引当金の増減()額		155	47	294
資金運用収益		290,274	306,027	587,793
資金調達費用		175,216	182,224	361,859
有価証券関連損益()		61	13,978	1,479
為替差損益()		9,847	2	10,453
有形固定資産処分損益()		3	29	59
貸出金の純増()減		370,346	201,978	260,239
債券の純増減()		50,000	65,400	132,204
借入金の純増減()		498,464	221,505	831,963
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減		273,742	89,666	108,035
資金運用による収入		293,532	302,367	600,014
資金調達による支出		170,560	175,003	368,651
その他		8,860	108,554	7,691
営業活動によるキャッシュ・フロー		238,728	22,427	356,339
. 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		374	102	573
有価証券の売却等による収入		5,066	19,197	8,443
有形固定資産の取得による支出		188	179	719
無形固定資産の取得による支出		225	752	305
有形固定資産の売却による収入		12	10	28
投資活動によるキャッシュ・フロー		4,291	18,172	6,873
. 財務活動によるキャッシュ・フロー				
政府出資の受入れによる収入		19,400	-	165,864
国庫納付の支払額		22,179	21,267	36,314
財務活動によるキャッシュ・フロー		2,779	21,267	129,549
. 現金及び現金同等物に係る換算差額		0	0	0
. 現金及び現金同等物の増減額		237,216	25,522	219,915
. 現金及び現金同等物の期首残高		318,608	98,692	318,608
. 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高		81,391	73,169	98,692

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第 8 期中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	第 9 期中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	第 8 期 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券のうち保有しているものは、すべて時価のない「その他有価証券」に分類され、移動平均法による原価法により行っております。	同 左	同 左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：38 年～50 年 動産：2 年～20 年</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：38 年～50 年 動産：2 年～20 年</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成 19 年度税制改正に伴い、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間会計期間より、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を 5 年で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：38 年～50 年 動産：2 年～20 年</p>
	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5 年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>同 左</p>	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>同 左</p>

	第 8 期中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	第 9 期中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	第 8 期 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
4. 引当金の 計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 5,508 百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 5,351 百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 5,472 百万円であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>同 左</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末に</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>同 左</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末に</p>

	第 8 期中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	第 9 期中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	第 8 期 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
	<p>おける退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>		<p>おける退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>
5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
7. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・貸出金、借入金、債券</p> <p>ヘッジ方針 金利リスクをヘッジするため、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。</p>	(イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左	(イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号)</p>	(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左	(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左

	第8期中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	第9期中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	第8期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
	<p>に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>		
8. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	同 左	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>
9. (中間) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	同 左	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>第 8 期中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)</p>	<p>第 9 期中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)</p>	<p>第 8 期 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号平成 17 年 12 月 9 日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号平成 17 年 12 月 9 日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は 8,741,512 百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 21 号平成 18 年 9 月 8 日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>債券発行差金は従来、資産として計上し、債券の償還期間にわたり均等償却を行っていましたが、「金融商品に関する会計基準」(会計基準第 10 号平成 18 年 8 月 11 日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後に終了する中間会計期間から適用することになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準を適用し、債券は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「債券繰延資産」中の債券発行差金は 2,348 百万円、「その他負債」中の前受収益は 207 百万円、及び「債券」は 2,140 百万円、それぞれ減少しております。</p> <p>なお、平成 18 年 3 月 31 日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第 19 号平成 18 年 8 月 11 日)の経過措</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号平成 17 年 12 月 9 日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号平成 17 年 12 月 9 日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は 9,030,033 百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 21 号平成 18 年 9 月 8 日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>債券発行差金は従来、資産として計上し、債券の償還期間にわたり均等償却を行っていましたが、「金融商品に関する会計基準」(会計基準第 10 号平成 18 年 8 月 11 日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後に終了する事業年度から適用することになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準を適用し、債券は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「債券繰延資産」中の債券発行差金は 2,213 百万円、「その他負債」中の前受収益は 103 百万円、及び「債券」は 2,109 百万円、それぞれ減少しております。</p> <p>なお、平成 18 年 3 月 31 日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第 19 号平成 18 年 8 月 11 日)の経過措</p>

<p>第 8 期中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)</p>	<p>第 9 期中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)</p>	<p>第 8 期 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)</p>
<p>置に基づき従前の会計処理を適用し、債券の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を債券から直接控除しております。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する実務対応報告)</p> <p>債券発行費は従来、資産として計上し、商法の規定に準じて 3 年間で償却を行っていましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第 19 号平成 18 年 8 月 11 日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ「債券繰延資産」中の債券発行費は 20 百万円増加し、「その他業務費用」中の債券発行費償却は同額減少するとともに、中間純利益は同額増加しております。</p> <p>なお、平成 18 年 3 月 31 日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し 3 年間の均等償却を行っております。</p>	<p>置に基づき従前の会計処理を適用し、債券の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を債券から直接控除しております。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する実務対応報告)</p> <p>債券発行費は従来、資産として計上し、商法の規定に準じて 3 年間で償却を行っていましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第 19 号平成 18 年 8 月 11 日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ「債券繰延資産」中の債券発行費は 45 百万円増加し、「その他業務費用」中の債券発行費償却は同額減少するとともに、当期純利益は同額増加しております。</p> <p>なお、平成 18 年 3 月 31 日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し 3 年間の均等償却を行っております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成 19 年 6 月 15 日付及び 7 月 4 日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>置に基づき従前の会計処理を適用し、債券の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を債券から直接控除しております。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する実務対応報告)</p> <p>債券発行費は従来、資産として計上し、商法の規定に準じて 3 年間で償却を行っていましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第 19 号平成 18 年 8 月 11 日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ「債券繰延資産」中の債券発行費は 45 百万円増加し、「その他業務費用」中の債券発行費償却は同額減少するとともに、当期純利益は同額増加しております。</p> <p>なお、平成 18 年 3 月 31 日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し 3 年間の均等償却を行っております。</p>

表示方法の変更

<p>第 8 期中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)</p>	<p>第 9 期中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「無 尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 60 号 平成 18 年 4 月 28 日)により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後 開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、 当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>(1)「利益剰余金」に内訳表示していた「国際金融等勘定準備 金」、「海外経済協力勘定積立金」及び「中間未処理損失」は、 「その他利益剰余金」の「国際金融等勘定準備金」、「海外経済 協力勘定積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しており ます。</p> <p>(2)純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「そ の他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ 手段に係る損益又は評価差額は、評価・換算差額等の「繰延ヘ ッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は 「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4)「その他資産」に含めて表示したソフトウェアは、「無形固 定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益()」は、中間貸借対照表の「動産 不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分された ことに伴い、「有形固定資産処分損益()」等として表示して おります。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の 取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」 は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しており ます。</p>	<hr/>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第 8 期中間会計期間末 平成 18 年 9 月 30 日	第 9 期中間会計期間末 平成 19 年 9 月 30 日	第 8 期末 平成 19 年 3 月 31 日
<p>1 . 貸出金のうち、破綻先債権額は国際金融等勘定 47,333 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更正法又は金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>2 . 貸出金のうち、延滞債権額は国際金融等勘定 125,628 百万円及び海外経済協力勘定 76,460 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 . 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は国際金融等勘定、海外経済協力勘定ともに該当する債権はありません。</p> <p>なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 . 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は国際金融等勘定 136,419 百万円及び海外経済協力勘定 183,665 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを</p>	<p>1 . 貸出金のうち、破綻先債権額は国際金融等勘定 44,847 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更正法又は金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>2 . 貸出金のうち、延滞債権額は国際金融等勘定 127,689 百万円及び海外経済協力勘定 76,876 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 . 同 左</p> <p>4 . 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は国際金融等勘定 68,013 百万円及び海外経済協力勘定 182,900 百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを</p>	<p>1 . 貸出金のうち、破綻先債権額は国際金融等勘定 47,333 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更正法又は金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法及び商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>2 . 貸出金のうち、延滞債権額は国際金融等勘定 126,610 百万円及び海外経済協力勘定 76,876 百万円あります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 . 同 左</p> <p>4 . 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は国際金融等勘定 112,868 百万円及び海外経済協力勘定 185,191 百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを</p>

第 8 期中間会計期間末 平成 18 年 9 月 30 日	第 9 期中間会計期間末 平成 19 年 9 月 30 日	第 8 期末 平成 19 年 3 月 31 日
<p>目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国際金融等勘定 309,380 百万円であり、海外経済協力勘定 260,126 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は IMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 18 年 9 月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、国際金融等勘定 355,033 百万円、海外経済協力勘定 1,252,609 百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3ヵ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4. に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、国際金融等勘定 21,544 百万円（うち繰延べ対象元本</p>	<p>目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国際金融等勘定 240,549 百万円及び海外経済協力勘定 259,777 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は IMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 19 年 9 月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、国際金融等勘定 343,050 百万円、海外経済協力勘定 1,240,837 百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3ヵ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4. に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、国際金融等勘定 9,438 百万円（うち繰延べ対象元本残</p>	<p>目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国際金融等勘定 286,813 百万円及び海外経済協力勘定 262,068 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は IMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 18 年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、国際金融等勘定 347,972 百万円、海外経済協力勘定 1,246,893 百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3ヵ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4. に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、国際金融等勘定 7,753 百万円（うち繰延べ対象元本残</p>

第 8 期中間会計期間末 平成 18 年 9 月 30 日	第 9 期中間会計期間末 平成 19 年 9 月 30 日	第 8 期末 平成 19 年 3 月 31 日
<p>残高は 12,956 百万円 \ 海外経済協力 勘定 183,665 百万円(うち繰延べ対象 元本残高は 96,611 百万円)となっ ております。</p> <p>7. 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地 震及びインド洋津波の被災国に関し、 その被害の復旧・復興を支援する観点 から、公的債権について被災国から要 請がある場合は当面の債務支払猶予 (モラトリアム)を認めることにつ き、我が国を含む主要債権国は、債権 国会議(パリクラブ)で合意しており ます。具体的には、被災国の期日ど おりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予さ れた額につき 1 年間の据置期間を含 む 5 年間の支払とすることを主要債 権国は表明しており、平成 18 年 9 月 末時点で、パリクラブに対しモラトリ アムを要請してきた被災国はインド ネシア及びスリランカの 2 カ国であ ります。当該要請のあった被災国向け の本措置による支払猶予対象額は、国 際金融等勘定 9,413 百万円、海外経済 協力勘定 168,017 百万円となってい ます。</p> <p>本措置に関する債権については、国 際的な枠組みの下で、債務者の返済能 力には影響がなく、今次災害の被害か らの復旧・復興を支援する観点から、 一時的に債務の支払を猶予するとの 方針にて一致したことに基づき貸出 条件の変更を行っていることも踏ま え、上記 1. から 5. に掲げた債権に は含めておりません。</p> <p>8. 担保に供している資産はありませ ん。</p> <p>9. 当行の貸付は長期にわたるものが 多く、一般に、顧客から貸付契約に定 める資金使途に該当する融資実行の 申し出を受けた場合に、貸付契約上規 定された要件を満たしていることを 確認のうえで、当行は、顧客の資金需 要のうち一定の範囲内でかつ貸付残 高が承諾額の範囲までとなる一定額</p>	<p>高は 5,687 百万円 \ 海外経済協力勘 定 182,900 百万円(うち繰延べ対象元 本残高は 103,458 百万円)となってい ます。</p> <p>7. 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地 震及びインド洋津波の被災国に関し、 その被害の復旧・復興を支援する観点 から、公的債権について被災国から要 請がある場合は当面の債務支払猶予 (モラトリアム)を認めることにつ き、我が国を含む主要債権国は、債権 国会議(パリクラブ)で合意しており ます。具体的には、被災国の期日ど おりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予さ れた額につき 1 年間の据置期間を含 む 5 年間の支払とすることを主要債 権国は表明しており、平成 19 年 9 月 末時点で、パリクラブに対しモラトリ アムを要請してきた被災国はインド ネシア及びスリランカの 2 カ国であ ります。当該要請のあった被災国に対 する債権のうち、平成 19 年 9 月末時 点における本措置による支払猶予対 象元本残高は、国際金融等勘定 6,208 百万円、海外経済協力勘定 120,807 百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国 際的な枠組みの下で、債務者の返済能 力には影響がなく、今次災害の被害か らの復旧・復興を支援する観点から、 一時的に債務の支払を猶予するとの 方針にて一致したことに基づき貸出 条件の変更を行っていることも踏ま え、上記 1. から 5. に掲げた債権に は含めておりません。</p> <p>8. 同 左</p> <p>9. 当行の貸付は長期にわたるものが 多く、一般に、顧客から貸付契約に定 める資金使途に該当する融資実行の 申し出を受けた場合に、貸付契約上規 定された要件を満たしていることを 確認のうえで、当行は、顧客の資金需 要のうち一定の範囲内でかつ貸付残 高が承諾額の範囲までとなる一定額</p>	<p>高は 3,838 百万円 \ 海外経済協力勘 定 185,191 百万円(うち繰延べ対象元 本残高は 101,267 百万円)となってい ます。</p> <p>7. 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地 震及びインド洋津波の被災国に関し、 その被害の復旧・復興を支援する観点 から、公的債権について被災国から要 請がある場合は当面の債務支払猶予 (モラトリアム)を認めることにつ き、我が国を含む主要債権国は、債権 国会議(パリクラブ)で合意しており ます。具体的には、被災国の期日ど おりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予さ れた額につき 1 年間の据置期間を含 む 5 年間の支払とすることを主要債 権国は表明しており、平成 19 年 3 月 末時点で、パリクラブに対しモラトリ アムを要請してきた被災国はインド ネシア及びスリランカの 2 カ国であ ります。当該要請のあった被災国に対 する債権のうち、平成 19 年 3 月末時 点における本措置による支払猶予対 象元本残高は、国際金融等勘定 7,460 百万円、海外経済協力勘定 144,968 百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国 際的な枠組みの下で、債務者の返済能 力には影響がなく、今次災害の被害か らの復旧・復興を支援する観点から、 一時的に債務の支払を猶予するとの 方針にて一致したことに基づき貸出 条件の変更を行っていることも踏ま え、上記 1. から 5. に掲げた債権に は含めておりません。</p> <p>8. 同 左</p> <p>9. 当行の貸付は長期にわたるものが 多く、一般に、顧客から貸付契約に定 める資金使途に該当する融資実行の 申し出を受けた場合に、貸付契約上規 定された要件を満たしていることを 確認のうえで、当行は、顧客の資金需 要のうち一定の範囲内でかつ貸付残 高が承諾額の範囲までとなる一定額</p>

第 8 期中間会計期間末 平成 18 年 9 月 30 日	第 9 期中間会計期間末 平成 19 年 9 月 30 日	第 8 期末 平成 19 年 3 月 31 日																												
<p>の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 4,969,998 百万円であります。</p> <p>10. 下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。</p>	<p>の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 4,417,611 百万円であります。</p> <p>10. 下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。</p>	<p>の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 4,899,076 百万円であります。</p> <p>10. 下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘柄</th> <th>譲渡金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 5 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>第 7 回国際協力銀行債券</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>第 9 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>第 11 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table>	銘柄	譲渡金額(百万円)	第 5 回国際協力銀行債券	50,000	第 7 回国際協力銀行債券	60,000	第 9 回国際協力銀行債券	50,000	第 11 回国際協力銀行債券	50,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘柄</th> <th>譲渡金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 7 回国際協力銀行債券</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>第 9 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>第 11 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table>	銘柄	譲渡金額(百万円)	第 7 回国際協力銀行債券	60,000	第 9 回国際協力銀行債券	50,000	第 11 回国際協力銀行債券	50,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘柄</th> <th>譲渡金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 5 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>第 7 回国際協力銀行債券</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>第 9 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>第 11 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table>	銘柄	譲渡金額(百万円)	第 5 回国際協力銀行債券	50,000	第 7 回国際協力銀行債券	60,000	第 9 回国際協力銀行債券	50,000	第 11 回国際協力銀行債券	50,000
銘柄	譲渡金額(百万円)																													
第 5 回国際協力銀行債券	50,000																													
第 7 回国際協力銀行債券	60,000																													
第 9 回国際協力銀行債券	50,000																													
第 11 回国際協力銀行債券	50,000																													
銘柄	譲渡金額(百万円)																													
第 7 回国際協力銀行債券	60,000																													
第 9 回国際協力銀行債券	50,000																													
第 11 回国際協力銀行債券	50,000																													
銘柄	譲渡金額(百万円)																													
第 5 回国際協力銀行債券	50,000																													
第 7 回国際協力銀行債券	60,000																													
第 9 回国際協力銀行債券	50,000																													
第 11 回国際協力銀行債券	50,000																													
<p>11. 有形固定資産の減価償却累計額 19,737 百万円</p> <p>12. 利益剰余金について 当行は国際協力銀行法第 44 条により、国際金融等勘定については準備金を、海外経済協力勘定については積立金を積み立てております。</p> <p>13. 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、当中間会計期間中に概算にて国庫に納付した金額については、中間貸借対照表上においてその他資産として 5,984 百万円を資産計上しております。</p>	<p>11. 有形固定資産の減価償却累計額 19,244 百万円</p> <p>12. 同 左</p> <p>13. 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、当中間会計期間中に概算にて国庫に納付した金額については、中間貸借対照表上においてその他資産として 6,247 百万円を資産計上しております。</p>	<p>11. 有形固定資産の減価償却累計額 18,958 百万円</p> <p>12. 同 左</p> <p>13. 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、当事業年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として 20,119 百万円を資産計上しております。</p>																												

(中間損益計算書関係)

<p>第8期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>第9期中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>第8期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>												
<p>1. _____</p> <p>2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="159 492 502 571"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>455百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>477百万円</td> </tr> </table> <p>3. _____</p> <p>4. 当行は第4期に平成14年12月10日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されております。この方針の下、当中間会計期間に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より15,000百万円の交付金が交付されており、これを政府交付金収入(特別利益)として計上しております。</p> <p>5. その他の特別利益には、貸倒引当金戻入益8,684百万円を含んでおりません。</p>	有形固定資産	455百万円	無形固定資産	477百万円	<p>1. その他経常収益には株式等売却益14,307百万円を含んでおります。</p> <p>2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="638 492 981 571"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>505百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>515百万円</td> </tr> </table> <p>3. その他経常費用には株式等償却282百万円を含んでおります。</p> <p>4. 当行は第4期に平成14年12月10日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されております。この方針の下、当中間会計期間に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より10,000百万円の交付金が交付されており、これを政府交付金収入(特別利益)として計上しております。</p> <p>5. その他の特別利益には、貸倒引当金戻入益19,618百万円を含んでおりません。</p>	有形固定資産	505百万円	無形固定資産	515百万円	<p>1. _____</p> <p>2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="1117 492 1460 571"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>978百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>941百万円</td> </tr> </table> <p>3. _____</p> <p>4. 当行は第4期に平成14年12月10日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されております。この方針の下、当事業年度に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より30,000百万円の交付金が交付されており、これを政府交付金収入(特別利益)として計上しております。</p> <p>5. その他の特別利益には、貸倒引当金戻入益40,160百万円を含んでおりません。</p>	有形固定資産	978百万円	無形固定資産	941百万円
有形固定資産	455百万円													
無形固定資産	477百万円													
有形固定資産	505百万円													
無形固定資産	515百万円													
有形固定資産	978百万円													
無形固定資産	941百万円													

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

第8期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	第9期中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	第8期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間貸借対照表に掲記されている科目の 金額との関係 平成18年9月30日現在 現金預け金勘定 692,981百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 普通預け金・ 定期性預け金・ 譲渡性預け金 611,590百万円 現金及び現金同等物 81,391百万円	現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間貸借対照表に掲記されている科目の 金額との関係 平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 393,135百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 普通預け金・ 定期性預け金・ 譲渡性預け金 319,965百万円 現金及び現金同等物 73,169百万円	現金及び現金同等物の期末残高と貸借 対照表に掲記されている科目の金額との 関係 平成19年3月31日現在 現金預け金勘定 328,991百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 普通預け金・ 定期性預け金 230,299百万円 現金及び現金同等物 98,692百万円

(リース取引関係)

第 8 期中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	第 9 期中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	第 8 期 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)																																																																																										
<p>1 .リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 取得価額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>615 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>506 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,121 百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>390 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>303 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>694 百万円</td></tr> </table> 中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>225 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>202 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>427 百万円</td></tr> </table> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1 年内</td><td>271 百万円</td></tr> <tr><td>1 年超</td><td>168 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>439 百万円</td></tr> </table> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>140 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>133 百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>5 百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	動産	615 百万円	その他	506 百万円	合計	1,121 百万円	動産	390 百万円	その他	303 百万円	合計	694 百万円	動産	225 百万円	その他	202 百万円	合計	427 百万円	1 年内	271 百万円	1 年超	168 百万円	合計	439 百万円	支払リース料	140 百万円	減価償却費相当額	133 百万円	支払利息相当額	5 百万円	<p>1 .リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 取得価額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>899 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>795 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,695 百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>587 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>436 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,023 百万円</td></tr> </table> 中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>312 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>359 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>671 百万円</td></tr> </table> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1 年内</td><td>280 百万円</td></tr> <tr><td>1 年超</td><td>399 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>680 百万円</td></tr> </table> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>198 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>190 百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>6 百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	動産	899 百万円	その他	795 百万円	合計	1,695 百万円	動産	587 百万円	その他	436 百万円	合計	1,023 百万円	動産	312 百万円	その他	359 百万円	合計	671 百万円	1 年内	280 百万円	1 年超	399 百万円	合計	680 百万円	支払リース料	198 百万円	減価償却費相当額	190 百万円	支払利息相当額	6 百万円	<p>1 .リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 取得価額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>658 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>549 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,207 百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>476 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>357 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>833 百万円</td></tr> </table> 期末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>182 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>191 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>373 百万円</td></tr> </table> 未経過リース料期末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1 年内</td><td>237 百万円</td></tr> <tr><td>1 年超</td><td>146 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>384 百万円</td></tr> </table> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>285 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>273 百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>10 百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	動産	658 百万円	その他	549 百万円	合計	1,207 百万円	動産	476 百万円	その他	357 百万円	合計	833 百万円	動産	182 百万円	その他	191 百万円	合計	373 百万円	1 年内	237 百万円	1 年超	146 百万円	合計	384 百万円	支払リース料	285 百万円	減価償却費相当額	273 百万円	支払利息相当額	10 百万円
動産	615 百万円																																																																																											
その他	506 百万円																																																																																											
合計	1,121 百万円																																																																																											
動産	390 百万円																																																																																											
その他	303 百万円																																																																																											
合計	694 百万円																																																																																											
動産	225 百万円																																																																																											
その他	202 百万円																																																																																											
合計	427 百万円																																																																																											
1 年内	271 百万円																																																																																											
1 年超	168 百万円																																																																																											
合計	439 百万円																																																																																											
支払リース料	140 百万円																																																																																											
減価償却費相当額	133 百万円																																																																																											
支払利息相当額	5 百万円																																																																																											
動産	899 百万円																																																																																											
その他	795 百万円																																																																																											
合計	1,695 百万円																																																																																											
動産	587 百万円																																																																																											
その他	436 百万円																																																																																											
合計	1,023 百万円																																																																																											
動産	312 百万円																																																																																											
その他	359 百万円																																																																																											
合計	671 百万円																																																																																											
1 年内	280 百万円																																																																																											
1 年超	399 百万円																																																																																											
合計	680 百万円																																																																																											
支払リース料	198 百万円																																																																																											
減価償却費相当額	190 百万円																																																																																											
支払利息相当額	6 百万円																																																																																											
動産	658 百万円																																																																																											
その他	549 百万円																																																																																											
合計	1,207 百万円																																																																																											
動産	476 百万円																																																																																											
その他	357 百万円																																																																																											
合計	833 百万円																																																																																											
動産	182 百万円																																																																																											
その他	191 百万円																																																																																											
合計	373 百万円																																																																																											
1 年内	237 百万円																																																																																											
1 年超	146 百万円																																																																																											
合計	384 百万円																																																																																											
支払リース料	285 百万円																																																																																											
減価償却費相当額	273 百万円																																																																																											
支払利息相当額	10 百万円																																																																																											

<p>第 8 期中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)</p>	<p>第 9 期中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)</p>	<p>第 8 期 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)</p>																		
<p>2 . オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料</p> <table data-bbox="212 412 536 528"> <tr> <td>1 年内</td> <td>2 百万円</td> </tr> <tr> <td><u>1 年超</u></td> <td><u>0 百万円</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3 百万円</td> </tr> </table> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失は ありません。</p>	1 年内	2 百万円	<u>1 年超</u>	<u>0 百万円</u>	合計	3 百万円	<p>2 . オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料</p> <table data-bbox="694 412 1018 528"> <tr> <td>1 年内</td> <td>0 百万円</td> </tr> <tr> <td><u>1 年超</u></td> <td><u>-</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0 百万円</td> </tr> </table> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失は ありません。</p>	1 年内	0 百万円	<u>1 年超</u>	<u>-</u>	合計	0 百万円	<p>2 . オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料</p> <table data-bbox="1171 412 1495 528"> <tr> <td>1 年内</td> <td>5 百万円</td> </tr> <tr> <td><u>1 年超</u></td> <td><u>-</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5 百万円</td> </tr> </table> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失は ありません。</p>	1 年内	5 百万円	<u>1 年超</u>	<u>-</u>	合計	5 百万円
1 年内	2 百万円																			
<u>1 年超</u>	<u>0 百万円</u>																			
合計	3 百万円																			
1 年内	0 百万円																			
<u>1 年超</u>	<u>-</u>																			
合計	0 百万円																			
1 年内	5 百万円																			
<u>1 年超</u>	<u>-</u>																			
合計	5 百万円																			

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金等を含めて記載しております。

前中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成18年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成18年9月30日現在）
該当ありません。
3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成18年9月30日現在）

(金額単位:百万円)

	金額
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	575,450
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	110,817
非上場外国株式	1,987
その他の非上場国内証券	250
その他の非上場外国証券	1,594
その他	460,800

当中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）
該当ありません。
3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成19年9月30日現在）

(金額単位:百万円)

	金額
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	131,953
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	102,934
非上場外国株式	65
その他の非上場国内証券	251
その他の非上場外国証券	1,702
その他	27,000

前事業年度末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）
該当ありません。
3. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成19年3月31日現在）

(金額単位:百万円)

	金額
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	110,079
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	107,194
非上場外国株式	814
その他の非上場国内証券	253
その他の非上場外国証券	1,817

(金銭の信託関係)

前中間会計期間末（平成18年9月30日現在）
該当ありません。

当中間会計期間末（平成19年9月30日現在）
該当ありません。

前事業年度末（平成19年3月31日現在）
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間会計期間末（平成18年9月30日現在）
該当ありません。

当中間会計期間末（平成19年9月30日現在）
該当ありません。

前事業年度末（平成19年3月31日現在）
該当ありません。

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店 頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店 頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

当中間会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店 頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店 頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等にかされたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

前事業年度末

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

(注) ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

(注) 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) その他

該当事項なし。